

磐田市告示第117号

磐田市こどもの居場所づくりに関する事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

磐田市長 草地博昭

磐田市こどもの居場所づくりに関する事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、子どもが地域における人とのつながりを通じて健やかに成長する環境を充実させるために、こどもの居場所づくりを新たに実施し、又は当該事業を拡充しようとする市民活動団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、磐田市補助金等交付規則（平成17年磐田市規則第28号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こどもの居場所づくり おおむね5人以上の高校生年代までの子どもに対し、場所を定めて食事提供や学習支援を、年10回以上定期的に行う取組をいう。
- (2) 食事提供 調理した食事を無料又は低料金で提供する活動をいう。ただし、パンやおにぎり等のみの簡易な提供については、この限りでない。
- (3) 学習支援 無料で行う宿題の見守り又は自主学習の補助に係る支援をいう。
- (4) 市民活動 市民生活の向上に寄与するため、市民が行う営利を目的としない活動をいう。
- (5) 市民活動団体 市民活動を行っている団体又は行おうとする団体であって、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体でないこと。
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体でないこと。
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）

若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。

エ 公の秩序に反するおそれがあると認められる団体でないこと。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、市内において、こどもの居場所づくりを新たに実施し、又は当該事業を拡充しようとする市民活動団体（以下「補助対象団体」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 構成員の名簿、規約、会則等の組織運営に関する明文の定めを有していること。
- (2) 補助対象団体として独立した経理を行っていること。
- (3) 市及び社会福祉法人磐田市社会福祉協議会と協力し、かつ、連携できること。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、食事提供及び学習支援のいずれか又はその両方を実施する事業とする。

2 前項に掲げる事業は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 事業実施時は、常時責任者を配置し、安全に配慮した開催を図ること。
- (2) 食事提供を行う場合は、次の要件を満たすこと。

ア 事業の開始前に管轄の保健所に必要な届出を行い、指導及び助言に従うこと。

イ 食品の安全確保を図るため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び各種法令、通知等に基づく適切な衛生管理体制を構築すること。

- (3) 事故発生時の対応のため保険に加入すること。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助の対象としない。

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業
- (3) 公序良俗に反するおそれがあると認める事業
- (4) 市の他の助成制度による財政的支援を受けた事業又は受ける見込みのある事業
- (5) 国、他の地方公共団体若しくは公共的団体の助成制度による財政的支援を受けた事業又は受ける見込みのある事業

(補助対象経費等)

第5条 補助対象となる経費及び1か所当たりの補助基準額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額と別表に定める補助基準額とを比較して、いずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内とする。

2 補助金の申請は、1市民活動団体につき1回限りとする。

(交付申請)

第7条 交付申請の提出書類及び提出期限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 提出書類

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 収支予算書（様式第3号）

(2) 提出期限 別に定める日まで

(交付条件)

第8条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 第4条に掲げる補助対象事業に要する経費の相互間の配分の変更をしようとするとき。

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(4) 市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付するものとする。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(6) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しなければならない。

(交付決定の通知)

第9条 市長は、第7条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、交付額決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第10条 補助金の交付申請の取下げをするときは、交付申請取下書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(変更の承認申請)

第11条 補助事業の変更の承認申請の提出書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 変更承認申請書（様式第6号）
- (2) 変更事業計画書（様式第2号）
- (3) 変更収支予算書（様式第3号）

(変更決定の通知)

第12条 市長は、補助事業の変更を決定したときは、交付額変更決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(完了報告)

第13条 完了報告の提出書類及び提出期限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 提出書類

- ア 完了報告書（様式第8号）
- イ 事業実績報告書（様式第2号）
- ウ 収支決算書（様式第3号）

(2) 提出期限 事業完了の日から起算して7日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日まで

(交付確定の通知)

第14条 補助金の交付確定の通知は、確定通知書（様式第9号）によるものとする。

(請求手続)

第15条 請求手続の提出書類及び提出期限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 提出書類 請求書（様式第10号）

- (2) 提出期限 確定通知書を受領した日から起算して7日を経過した日まで
(概算払の申請)

第16条 概算払の申請の提出書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 概算払申請書(様式第11号)
(2) 資金計画書(様式第12号)

(概算払の請求手続)

第17条 概算払の請求手続の提出書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 概算払請求書(様式第10号)
(2) 資金状況報告書(様式第12号)

(交付決定の取消しの通知)

第18条 補助金の交付決定の取消しの通知は、交付額決定取消通知書(様式第13号)
によるものとする。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条、第6条関係）

補助対象経費		1か所当たりの補助基準額
修繕費	建物の改修に係る経費	(1) 食事提供 400,000円
需用費	食事提供や学習支援に利用する消耗品費	
使用料及び 賃借料	食事提供や学習支援に利用する備品	(2) 学習支援 100,000円
その他	ホームページ作成等の外部委託費	
	責任者養成講習会等の受講費用	
	その他市長が必要と認める経費	